

# 人権教育推進の手引

愛媛県教育委員会

## はじめに

「21世紀を人権の世紀に」という願いは、今日、世界中のすべての人々のものとなっています。

その願いが真に現実のものとなるためには、あらゆる場において、あらゆる機会に、あらゆる人々に人権教育が行われ、人権尊重の理念が、日常生活における思考や行動のための基準として、しっかり根付いていくことが必要です。

我が国においては、平成14年3月、「地対財特法」が失効し、30年余りにわたって進められてきた、同和問題解決のための特別対策が終了しました。地域改善対策協議会意見具申によって指摘されているように、これから教育の面においては、これまでの同和教育の成果や手法への評価を踏まえ、人権教育へ発展的に再構築していくことが、ますます切実に求められています。

長年にわたり、幅広く取り組まれてきた同和教育によって、豊かな教育の内容や手法が貴重な財産として蓄積されています。今後は、その成果と、そこに込められた多くの人々の思いを継承しながら、すべての人々が、それぞれの立場で、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて行動していこうとする意欲や、そのための知識、技能、態度を育てる人権教育が、学校・社会教育の全領域で、一貫性をもって推進されなければなりません。

県教育委員会は、すでに昭和57年に『同和教育実践の手引』を刊行しました。(平成8年改訂)今回、人権教育をめぐる今日の動向や、近年の取組による成果も踏まえながら、『同和教育実践の手引』で提示されていた基本的考え方を、改めて人権教育の視点から発展的に方向付けていくことを目指して、新たに本書を編集・刊行することにしました。

本書を通して、今後の人権教育推進の在り方について理解を深めていただきますとともに、本書がそれぞれの家庭、学校、地域社会における人権教育の、より豊かで効果的な推進のための手引として、活用されることを願ってやみません。

本書の作成に当たって多大な御尽力・御協力いただきました作成委員並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成14年3月

愛媛県教育委員会教育長

吉野内 直 光

# 目 次

はじめに

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 人権教育の基本的な考え方と進め方                 | 1  |
| 第1節 人権教育を進めるに当たって                    | 1  |
| 1 人権についての基本的な認識                      | 1  |
| (1) 私たちの生活と人権                        | 1  |
| (2) 歴史の財産としての人権                      | 1  |
| (3) 人権問題と人々の人権意識                     | 2  |
| (4) 人権問題の解決に向けて                      | 3  |
| 2 人権教育についての基本的な認識                    | 4  |
| (1) 人権教育とは                           | 4  |
| (2) 人権教育の現状と方向性                      | 4  |
| (3) 「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画における県の基本姿勢 | 6  |
| (4) 人権教育の4つの側面                       | 7  |
| (5) 人権教育の進め方                         | 7  |
| 第2節 人権教育の背景                          | 9  |
| 1 人権教育をめぐる国際的潮流                      | 9  |
| (1) 国連と人権教育                          | 9  |
| (2) 我が国の取組                           | 12 |
| (3) 人権教育のための国連10年                    | 12 |
| 2 我が国の人権教育                           | 16 |
| (1) 同和教育のあゆみ                         | 16 |
| (2) 人権教育をめぐる今日の動向                    | 20 |
| (3) 同和教育の成果をこれからの人権教育へ               | 21 |
| 第3節 様々な人権課題                          | 23 |
| 1 同和問題                               | 23 |
| 2 女 性                                | 30 |
| 3 子 ども                               | 33 |
| 4 高 齢 者                              | 37 |
| 5 障 害 者                              | 40 |
| 6 外 国 人                              | 43 |
| 7 H I V感染者等                          | 45 |
| 8 アイヌの人々その他                          | 47 |
| 第4節 これからの人権教育                        | 50 |
| 1 人権文化の創造とは                          | 50 |
| (1) 人権文化の創造とは                        | 50 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (2) 人権文化の創造のために ―これからの人権教育―        | 51  |
| 2 行政の責務と推進者の役割                     | 53  |
| 3 愛媛県における人権教育の方向                   | 54  |
| 第2章 学校教育における人権教育                   | 57  |
| 第1節 学校教育における人権教育の考え方               | 57  |
| 1 はじめに                             | 57  |
| (1) 「人権の共存」と「実践力」―学校での人権教育が目指すもの―  | 57  |
| (2) 愛媛の人権教育のあゆみ                    | 57  |
| (3) 同和教育の成果を踏まえた人権教育―人権教育の推進に当たって― | 58  |
| (4) 新しい教育改革と人権教育―「生きる力」の育成を目指して―   | 58  |
| (5) 人権教育への視点―4つの側面から―              | 59  |
| 2 人権教育の4つの側面                       | 59  |
| (1) 人権についての理解を深める教育―第1の側面―         | 59  |
| (2) 学力や進路を保障する教育―第2の側面―            | 61  |
| (3) 人権を尊重する主体を育てる教育―第3の側面―         | 63  |
| (4) 学習者の人権を大切にしながら進める教育―第4の側面―     | 65  |
| 第2節 学校教育における人権教育推進のために             | 68  |
| 1 推進体制の確立                          | 68  |
| (1) 実態把握                           | 68  |
| (2) 推進組織と活動内容                      | 69  |
| (3) 推進体制の点検と評価                     | 72  |
| 2 教職員研修                            | 74  |
| (1) 人権教育観の確立 ―教職員一人ひとりの在り方―        | 74  |
| (2) 教職員研修充実のために                    | 76  |
| (3) まとめ                            | 78  |
| 3 一貫性のある人権教育の推進                    | 79  |
| (1) 発達段階に応じた人権教育の展開                | 80  |
| (2) 各教科等での人権教育                     | 81  |
| (3) 人権教育の指導計画                      | 84  |
| 4 教育内容や手法の創意工夫                     | 87  |
| (1) はじめに                           | 87  |
| (2) 教育内容の創造                        | 87  |
| (3) 教育手法の工夫                        | 88  |
| 5 まとめ                              | 91  |
| 第3節 学校教育における人権教育の進め方               | 92  |
| 1 就学前教育における人権教育                    | 92  |
| 2 小学校教育における人権教育                    | 103 |
| 3 中学校教育における人権教育                    | 112 |

|     |                      |     |
|-----|----------------------|-----|
| 4   | 高等学校教育における人権教育       | 122 |
| 第4節 | 家庭・地域との連携            | 132 |
| 1   | 家庭・地域との連携            | 132 |
| (1) | 開かれた学校づくりの推進         | 132 |
| (2) | 家庭・地域との信頼関係          | 132 |
| (3) | P T Aとの連携            | 132 |
| (4) | 校区別人権・同和教育懇談会開催事業    | 133 |
| 2   | 保護者による具体的な学習の取組      | 135 |
| (1) | 学習内容の充実              | 135 |
| (2) | 保護者が主体となった学習への取組     | 136 |
| (3) | 差別の現実から深く学ぶ取組        | 136 |
| 3   | まとめー地域ぐるみの取組をー       | 137 |
| 第3章 | 社会教育における人権教育         | 139 |
| 第1節 | 社会教育における人権教育の推進に当たって | 139 |
| 1   | 生涯学習社会における人権教育       | 139 |
| (1) | 社会教育としての課題           | 139 |
| (2) | 社会教育における人権教育         | 140 |
| 2   | 人権教育を推進していくために       | 141 |
| (1) | 推進体制の整備              | 141 |
| (2) | 行政職員の研修              | 142 |
| (3) | 学習活動を充実させるために        | 146 |
| (4) | リーダーの養成              | 149 |
| 第2節 | あらゆる機会を通しての人権教育      | 154 |
| 1   | 家庭教育における人権教育         | 154 |
| (1) | 家庭の中の様々な人権問題         | 154 |
| (2) | 家庭における人権教育の実際        | 154 |
| (3) | 家庭教育への支援             | 157 |
| (4) | 子どもの目から見た家庭          | 158 |
| 2   | 地域ぐるみの人権教育           | 160 |
| (1) | 小地域での人権教育            | 160 |
| (2) | 地域づくりに位置付けた人権教育      | 162 |
| (3) | 自主的な学習グループの育成と支援     | 163 |
| (4) | 交流活動を通しての人権学習        | 165 |
| (5) | 企業における人権教育の推進        | 167 |
| 資   | 料                    |     |
| 1   | 世界人権宣言               | 171 |
| 2   | 同和对策審議会答申(抄)         | 176 |
| 3   | 地域改善対策協議会意見具申(抄)     | 182 |

|   |                           |     |
|---|---------------------------|-----|
| 4 | 人権擁護推進審議会答申（抄）            | 188 |
| 5 | 「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画（抄） | 199 |
| 6 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律       | 208 |
| 7 | 愛媛県人権尊重の社会づくり条例           | 210 |